

## 第2章　主任児童委員制度の概要

### 1　主任児童委員の設置の背景

近年、出生率の低下に伴う少子化の進行など、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」が社会全体の課題となってきたことから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動のさらなる推進を図ることを目的に、従来の区域担当児童委員に加え、平成6年1月1日から、児童福祉に関する事項をこれまでの活動経験などを活かして担当する児童委員を「主任児童委員」として、単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）ごとに設置することとなりました。

その後、児童虐待等の問題が増加するなど、児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、主任児童委員の活動の一層の活性化を図ることを目的に、平成13年12月1日から施行された改正児童福祉法において、主任児童委員が法律上明確にされました。

### 2　主任児童委員の指名（委嘱）・解嘱

#### （1）指名（委嘱）

主任児童委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、知事が県の社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦し、この推薦により厚生労働大臣から指名（委嘱）されます。

#### （2）解嘱

主任児童委員の解嘱は、本人の辞職願の提出により行われるのが原則ですが、本人に辞職の意志がない場合でも、次のいずれかに該当したときは、知事は社会福祉審議会の同意を経て厚生労働大臣に具申し、この具申により厚生労働大臣は解嘱できることになっています。

- ア　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- イ　職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- ウ　児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- エ　職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

### 3 主任児童委員の定数

主任児童委員の定数は、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、市町村長の意見を聴いて定めます。県内市町村主任児童委員の定数は下表のとおりです。

[主任児童委員の定数（人）]

令和7年12月1日現在

市町村名	定 数	市町村名	定 数	市町村名	定 数
宮崎市	54	三股町	3	都農町	2
都城市	30	高原町	2	門川町	3
延岡市	34	国富町	3	諸塙村	2
日南市	18	綾町	2	椎葉村	2
小林市	12	高鍋町	3	美郷町	5
日向市	12	新富町	2	高千穂町	3
串間市	12	西米良村	1	日之影町	2
西都市	11	木城町	2	五ヶ瀬町	2
えびの市	4	川南町	2		
合 計					228

### 4 主任児童委員の資格及び任期

#### (1) 資格

主任児童委員は市町村の議会の議員の選挙権を有する者で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意を有する者であつて、児童委員として適當である者でなければなりません。（第1章第4項参照）

さらに、次に掲げる基準に照らして主任児童委員としてふさわしい者であることとなっています。

[選任基準（「宮崎県主任児童委員選任基準」より抜粋）]

児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者

- ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- イ 学校等の教員の経験を有する者
- ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- エ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、P T A活動等の活動実績を有する者

#### (2) 任期

主任児童委員の任期は3年で、令和7年12月1日付け一斉改選に伴い令和10年11月30日までが任期となります。

また、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間となります。

## 5 主任児童委員の基本的役割

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、自己の経験を活かし、区域担当児童委員の活動と一体となって、主に以下の活動に取り組みます。

### (1) 児童福祉関係機関・施設等との連携とネットワーク構築

- ア 児童相談所、福祉事務所、市町村、保健所、医療機関等の関係機関や、保育所、児童養護施設、障がい児施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童館などの児童福祉施設との関係を密にし、施策や活動の現状を把握すること。
- イ 学校などの教育機関と連携を取り、学校の現状や援助を必要とする児童の状況について把握すること。
- ウ 児童福祉施設を利用あるいは入所している乳幼児、児童で個別援助が必要な者について、施設職員などとの連絡のなかで常に把握し、また、必要に応じて、その親や親族の地域における状況を把握すること。
- エ 児童福祉に関わる地域の組織・団体（こども会、地域活動クラブ（母親クラブ）、母子会など）と連携して活動状況を把握するとともに、各組織・団体のネットワークづくりに努めること。

### (2) 区域担当児童委員への援助活動

区域担当児童委員が、当該区域内の児童及び妊産婦、母子家庭などに対して行う調査・指導などの活動に対し、区域担当児童委員の要請に基づき必要な援助・協力をすること。

### (3) 個別援助活動が必要な家庭への援助

個別援助活動が必要なこども、家庭への援助活動については、区域担当児童委員からの要請、民児協会長などの要請等に基づき、必要な活動を行うこと。

また、活動する上で、こども及び保護者への共感による相互の信頼関係に立って支援することを基本に、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努めるとともに、家庭のプライバシーの保護に留意すること。

なお、主任児童委員が直接、地域住民から相談を受けた場合、相談者の意向も配慮しながら、区域担当児童委員や民児協会長にも連絡すること。

### (4) 単位民児協事業の企画・実施への援助

単位民児協組織内においては、児童問題の把握と、単位民児協が児童委員活動に関わる事業を企画・実施する場合の援助・協力者（スタッフ）として、その活動に関わること。

## **6 民児協における主任児童委員の役割・活動**

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者として配置され、民児協においては、その専門性を活かして、児童委員活動の一層の充実を図ることが期待されています。

民児協の運営上、求められている役割等は、以下のとおりです。

### **(1) 民児協定例会への参加**

主任児童委員は、民児協を構成する「民生委員・児童委員」として、民児協定例会に出席し、区域を担当する民生委員・児童委員の活動内容や区域の現状等を把握するとともに、児童福祉に関する課題や社会資源の状況について情報共有するなど、児童福祉に関する事項について共通認識を深めることができます。

### **(2) 民児協会長との意思疎通**

主任児童委員には、民児協会長と十分な意思疎通の上、区域担当児童委員と一体となった活動が期待されています。このため、児童福祉の問題に際しては、その活動経験などを活かし、民児協会長の協力者として補佐することが望まれます。

### **(3) 区域担当児童委員との信頼関係醸成と連携促進**

主任児童委員は、地域における児童福祉活動の一層の推進のため、区域担当児童委員と一緒にとなって積極的な活動を行うことが必要なため、日頃からコミュニケーションを密にし、それぞれの地域での必要な活動についての意見交換や情報共有が必要です。

### **(4) 地域における児童福祉関係機関等との橋渡し**

児童福祉の問題において、区域担当児童委員と地域の児童福祉関係機関（団体、施設、学校等）につなぐことが重要ですので、主任児童委員は、日頃からこれらの機関と連絡調整や協議を行うなど交流機会を設けることが大切です。

このため、児童福祉関係機関との連絡会議や地域の健全育成関係の協議会等へ積極的に参画することが必要です。

### **(5) 主任児童委員相互の意思疎通**

個別ケースが広域にわたることも予想されるため、近隣民児協の主任児童委員との意思疎通を図るため、日頃から交流することが必要です。

また、児童相談所や福祉事務所などが実施する連絡会議、研修会等を活用し、事例研究や情報交換を行うことにより、連携を強化することも大切です。

### **(6) その他、研修等への取り組み**

民児協内で、個別ケースの事例研究や、児童福祉等に関する研修会等の企画・実施を進めることが必要です。

また、日頃から児童福祉の問題について見識を深め、自己研鑽に努めることも大切です。

## 7 主任児童委員の活動

児童委員活動の基本は、「子どもの権利条約」や「児童福祉法」に則り、「子どもの最善の利益」を保障していくことです。

この基本理念を念頭に置き、困難な問題を抱えた家庭に対する個別援助活動、主として子どもを対象とした健全育成活動、親や家庭の子育てに焦点を当てた子育て支援活動、児童虐待防止のための活動という4つの活動を展開していきます。

これらの活動における主任児童委員の主な役割等は以下のとおりです。

### (1) 個別援助活動における役割

主任児童委員は区域担当児童委員と一体となって、直接的または間接的に個別援助を展開していくことになり、主に以下のような役割が求められます。

#### ア 区域担当児童委員を支援する活動

民児協や区域担当児童委員からの要請を受けて、児童福祉の問題が多発している地域、複数で担当することが望ましい事例への応援協力などで、直接家庭にかかわる個別援助を行う場合があります。

また、日常的なネットワーク活動で把握した広域にわたる社会資源（児童福祉及び関連分野全般）に関する情報を区域担当児童委員や家庭に提供することや、その活用を図ることも期待されます。

なお、主任児童委員が直接保護者や親族、地域住民、関係機関から相談を受けた場合、相談者の意向にも配慮しながら、区域担当児童委員や民児協会長にも情報共有が必要です。

#### イ 知識・情報の提供

自己の経験や活動に基づいた知識・技術、社会資源に関する情報を、区域担当児童委員や個別援助を利用する家庭に提供し、子育て援助をより効果的なものとする役割も期待されます。

#### ウ ネットワークの構築等

市町村児童福祉主管課、児童相談所、福祉事務所、保健所や保育所、児童館、児童養護施設などの児童福祉施設、幼稚園や学校、その他の関係機関とは、日頃から連携を深めることが必要です。

連携の方法として、定例的に連絡の機会を設けたり、平素の活動において情報交換したりするなどのほか、関係機関主催の研修会等への参加や民児協を通して会議を開催することも効果的です。

このほか、主任児童委員が個別援助に関わる場合には、その援助が児童相談所や福祉事務所などが行う援助活動のなかでどう位置づけられるのかを児童相談所等とすり合わせた上で、必要に応じて地域住民や児童委員による援助ネットワークを構築し、主に調整役（コーディネーター）として、個別援助を必要とする家庭に対し円滑な援助を提供することが期待されます。

### (2) 子どもの健全育成活動における役割

従来から児童委員は、「非行防止」「悪書追放」などの活動を通して、子どもの健全育成活動を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえながら、「遊び」や「体験学習」を活用し

た新たな健全育成活動の展開が望まれます。

また、子どもの健全育成のために、地域住民の理解を深め、子育てのための地域社会のネットワークを構築することが重要であり、ひいてはそのネットワークが個別援助活動にも役立つようになります。

#### ア　子どもにやさしい街づくり活動

子どもを対象として、親子、あるいは高齢者とのふれあい活動、自然とふれあうキャンプ活動、子どものボランティア活動、オリエンテーリングや各種スポーツ大会など様々な行事の企画・運営を行います。

また、子どもの遊び場マップづくりや、児童福祉や関連する社会資源のマップづくりを行うなどにより、それぞれの地域の子どもを取り巻く実情を把握することが健全育成活動の基本となります。

さらには、子どもや妊産婦等が暮らしやすい街づくりの推進のために、行政等に意見具申を行うことも大切な活動のひとつです。

#### イ　支援活動

家庭環境などにより共通のニーズを持つ子どもたちに対しては、地域レベルで、各種サービスを関係機関・施設等と一緒に提供していきます。例えば、共働き家庭の子どもたちに対しては、放課後児童対策として、児童館の児童厚生員や放課後児童クラブの指導員などと連携して、その健全育成を図っていきます。

#### ウ　子どものための環境改善

従来から続けてきた「遊び場設置」「非行防止」「悪書追放」「事故防止」などの活動の一層の推進を図っていきます。

#### エ　地域の関係機関・施設・団体の組織化と連携

効果的な健全育成活動に取り組むためには、地域の施設、団体等の関係機関との連携が必要です。このため、主任児童委員は以下の機関等を活用できるように熟知し、これまでの経験等に基づいた人的ネットワークの基盤を広げることが重要です。

- ① 市町村児童福祉主管課、児童相談所、福祉事務所、児童館・保育所などの児童福祉施設、その他の社会福祉施設
- ② 保健所、市町村保健センター、病院など
- ③ 幼稚園、小・中・高等学校、PTA、教育委員会、公民館、教育センターなど
- ④ 社会福祉協議会、地域活動クラブ、子ども会、老人会、婦人会、自治会、子育てサークル、ボランティアグループ、青少年健全育成団体など
- ⑤ 警察、家庭裁判所など
- ⑥ 学識経験者など

### (3) 子育て支援活動における役割

近年の少子化、核家族化の進行、女性の社会進出の増大など子どもと家庭を取り巻く環境は変化しており、また、地域社会の関係性の希薄化に伴い、子育て中の親は育児に対する不安を抱え孤立している現状があるともいわれています。

少子化社会の中で、安心して子どもを生み育てられる環境づくりへの取組が喫緊の課題であり、地域における子育て支援活動の重要性が一層増しています。

子育て支援活動の中で、主任児童委員は活動全体を把握し、関係機関との連絡調整や全体運営に携わることになりますが、具体的な進め方としては以下のようないります。

#### ア 子育て中の親のグループ活動の育成支援

児童委員と一体となって、保健所や市町村保健センター、母子保健推進員などと協力しながら、子育てグループの企画・育成に努めます。例えば、地域の子育てグループから育児講座の開設を要望された場合、主任児童委員は、関係機関との連絡調整や全体運営に関わっていくことが期待されます。

また、自主的な子育てグループと関係機関との橋渡し役や、グループ結成のきっかけづくりや発足からグループがひとり歩きするまでの援助なども期待されます。

#### イ 関係機関との連携による活動推進

日頃から地域のこどもや家庭の状況を把握する中で課題となっている事項について、関係機関等へ意見具申したり、市町村等により設置されている児童健全育成関連の協議会等へ参画したりするなど、関係機関等と連携して、活動を進めていくことが期待されます。

### (4) 児童虐待における役割

こどもへの虐待については、こどもの心に深刻な影響を与えるばかりではなく、時として尊い生命が失われる危険性もあり対象児童の早期発見・早期対応が必要です。

そのため、区域担当児童委員の活動として、担当地域において保護を必要とするこども、妊娠婦、ひとり親家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握することや、保護が必要な対象者にそれぞれの抱える問題に応じて利用できる施設やサービス等について助言するとともに、専門的な相談・指導が必要と考えた場合には、主任児童委員との連絡調整を行うことなどが求められています。

虐待防止にはこどもと家庭を取り巻く関係機関が連携を図り、一体となって問題解決にあたることが不可欠となっており、主任児童委員には次のような取組が求められています。

#### ア 児童虐待防止地域協力員

県が実施する児童虐待に関する専門研修を受講し、児童虐待防止地域協力員として児童虐待の防止や早期発見について広く地域住民への周知を図り、住民の身近なところでの通告、相談、援助等の体制整備を推進します。

#### イ 要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の構成員となり、市町村を中心に、児童相談所や保健所、学校、主任児童委員等の関係機関が情報共有を行い、関係機関が連携して虐待の効果的な解決及び支援を図ります。